平成 29 年 7 月 26 日 一般社団法人 日本玩具協会

ST 制度でのハンドスピナーの取扱いについて

- 1. ハンドスピナーの ST 基準適合検査に関して、従来の検査項目に加え、下記のとおり、「ST 検査への受入条件」、及び「要求事項」を追加することとなりましたので連絡させて頂きます。
 - 1. ST 検査への受入条件

輸入品については、玩具として輸入されていること。(通関 (HS コード 95.03) また、6 歳未満対象のものについては、検疫手続(食品衛生法の試験成績書)が 行われていること。

(雑貨として輸入されている場合は、玩具の ST 検査に受け入れない。)

- 2.「要求事項」及び「注意表示」の追加
 - 現行 ST 基準に加え、下記の要件を満たすものとする。
 - (1) 形状が鋭利なものでないこと (手裏剣型等)
 - (2)回転している間に外れる可能性のある、取外し可能な付属部品がないこと。 (プロペラのように配したネジ式の錘など)
 - (3) 中央の円形パッド(ホイール・カバー)が取り外し可能な場合、ST 基準書の「小部品に係る警告文」が確実に表示されていること。
 - (4) 次の注意文が表示されていること。

「人や動物、物に向けて投げないでください。」

「遊ぶときは、人や動物、物に当たらないように注意してください。」

- ※ 表示位置、文字サイズ、フォーマット等は、「玩具安全基準書」及び 「注意表示ガイドライン」に拠る。
- 2. 施行日は、平成29年7月26日です。

「説明]

- (1)本年6月、海外でハンドスピナーによる事故報道(米国で10歳女児がホイール部を飲み込み、手術により摘出)がありました。
- (2) ハンドスピナーの安全性について、内外で懸念が示されているところ、ST 基準判定会 議において検討を行い、ハンドスピナーの ST 基準適合検査に関して、上記の追加の要 求事項等を作成したものです。

担当:日本玩具協会事務局

山口・中田・小林